

令和5年度 赤い羽根 ポスト・コロナ(新型感染症)社会に向けた福祉活動応援助成
～それでもつながり続ける地域・社会をめざして～
新潟県共同募金会 助成要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響や物価高騰により、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加や固定化が大きな社会課題となり、さまざまな生活課題が顕在化してきています。

このため、新潟県共同募金会では、新型コロナウイルス禍において、困りごとを抱えた人たちを支援する活動を行う団体を応援するため、昨年度に引き続き助成申請の公募を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人新潟県共同募金会（以下「本会」という。）

3 助成対象団体

新潟県内に所在するNPO法人等の民間非営利団体。法人格の有無は問いません。

4 助成対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰に起因した困りごとを抱えた人たちを支援する活動

【事業の例示】

- 相談支援活動
- メンタルケア活動や居場所づくりなどの当事者や家族を支援する活動
- DVや虐待を防ぐ活動
- 偏見・差別を防ぐ啓発活動
- 生活困窮者への食支援活動 など

※ 令和5年4月1日（土）以降、令和6年3月31日（日）までの期間に実施される活動
（4月1日以降の活動であれば、申請より前に開始された活動も対象とします。）

※ 団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外

5 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために使用した下記の費用

- ・参加したボランティアの交通費（実費）
- ・活動に使用した会場の賃借料
- ・活動用のパンフレットやリーフレットの作成費
- ・食材や消耗品を購入した費用
- ・研修会や技術指導等に係る講師・アドバイザー等の謝金、旅費
- ・ボランティア行事用保険料
- ・活動に特に必要と認められる備品
など

※会場の賃借料については、貴団体及び貴団体関係者が所有する会場を使用した場合は対象外とします。

6 助成対象外経費

以下の経費は対象外

- ・ボランティアへの謝金、人件費
- ・リースで対応できる備品の購入費
- ・ボランティア活動保険料
- ・単発のイベント等優先度が低いと判断される活動に係る費用
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充てられる費用
- ※中央共同募金会及び本会で実施している助成を受けた場合でも、助成を受けた事業の期間と異なる期間の事業であれば申請することができます。
- ・助成対象活動期間外に支出した費用
- ・町内会単位での活動など、ごく限られた地域を対象とした活動に係る経費
- ・「地域のお茶の間」活動など世代間交流や地域交流などを主とした活動に係る経費
- ・団体の役職員に対する謝礼 など

7 助成額

1 団体あたりの助成上限額は30万円以内です。

なお、募金・申請状況によって増減する場合があります。

8 助成申請書の提出

別紙申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、下記応募・問い合わせ先へメールまたは郵送で送付してください。

9 助成申請書の受付期間

令和5年4月28日(金)～6月9日(金) (当日必着)

10 助成決定等

- ・本会において、助成申請の内容を審査の上、助成の可否を決定します。
- ・助成決定は応募団体あてに通知を送付します。
- ・助成金は精算払いとします。助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ送金します。報告様式は助成決定時にお示しします。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- ・申請などの状況に応じて、加算助成する場合があります。

11 スケジュール(予定)

申請締切：令和5年6月9日(金)

助成決定：令和5年6月中旬

12 申請・問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会 担当 渡邊

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>

メールアドレス n-kenkyobo@h8.dion.ne.jp